十　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。）

ロ　爆発薬

十の二～六十七　（略）

**附　則**

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

十　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

（新設）

十の二～六十七　（略）

（新設）

# その他告示

**○法務省告示第百二十八号**

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録の認証等に関する事務（公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十一条第二項ただし書に規定する事務をいう。）を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十月二十九日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属

喜多　剛久

**○法務省告示第百二十九号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十九日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＡｔｏＪ

大阪府大阪市北区角田町八番四十七号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第六号、第七号、第十三号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

**○法務省告示第百三十号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十九日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＤＤＲ

東京都港区虎ノ門四―三―二城山トラストコートＥ―一二一一

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

**○農林水産省告示第千五百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字梶原一〇七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市脇本字焼崎一二〇六八の一、字八郷一二一六三の五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町中区奥中字大姫九七六の四・九七六の五・九七六の一〇から九七六の一二まで・九七六の二三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、九七六の三三、九七六の三四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町二ツ屋一七字庄ケ谷一、一一九字一ノ瀬谷七の一から七の三まで、八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

一七字庄ケ谷一・一一九字一ノ瀬谷七の三・八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県大飯郡おおい町福谷三二字崩谷一四から一六まで、三四字迫脇一五、二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

三二字崩谷一四から一六まで・三四字迫脇一五・二一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。